

英語話者の証人尋問における通訳の課題と対応策

毛利 雅子

日本大学大学院総合社会情報研究科

Examination of Testimony by English-speaking Witnesses with Interpreters: Challenges for Better Interpretation

MOURI Masako

Nihon University, Graduate School of Social and Cultural Studies

This paper discusses the challenges of testimony by English-speaking witnesses in a courtroom to obtain evidence or the background of a defendant. There are two types of witnesses; one is to prove the indictment prepared by a prosecutor, and the other is the defense of the defendant prepared by defense counsel. When witnesses are English speakers and a defendant is also an English speaker, interpreters have to translate prosecutor's questions and defense counsel's questions from Japanese into English, and translate witness's answers from English into Japanese so that all participants, including the defendant in the courtroom, can understand the exchange of discourse. Only one interpreter, however, is required to translate everything in Japan's trials. This paper examines the problems of the current system regarding the legal stance and strategy and proposes the idea of better and fairer testimony by English-speaking witnesses with interpreters.

1. はじめに

20 世紀後半から 21 世紀に向かい、世界はグローバル化の一途を辿ってきた。日本も例外ではなく、グローバリゼーションの波を受け、また外国人犯罪も増加傾向にある。このため法廷通訳人が必要となる公判が増加しているが、同時に法廷通訳をめぐる問題が表面化してきている。特に平成 21 年 5 月 21 日から裁判員制度が始動し、新聞・テレビなどでも法廷通訳人の役割や誤訳問題は大きく取り上げられるようになっていく。

本論では、被告人と証人が外国人（英語話者）で、他の参加者が全て日本人という証人尋問における通訳上の問題を検証し、より良い通訳のための対応策を提案したい。検察側証人・弁護側情状証人の異なる立場をどのように日本語通訳に反映させるかを考察し、さらに、日本人尋問者の戦略をどこまで通訳に反映させるべきか否かについて、Goffman(1981)の理論によるフットイングを変える法廷通訳人の在

り方を焦点とする。

2. 法廷通訳人の役割

日本の法廷では、外国人が被疑者の場合、法廷通訳人は公判で生じる全談話を通訳しなければならない。裁判所法によって裁判所では日本語を用いると決められており、刑事訴訟法では、外国人など日本語に通じないものの陳述には通訳人に通訳をさせると定められている。このような場合、裁判官、検察官、弁護人、被告人、証人（検察側証人と情状証人）全員の発言を 1 名（裁判員裁判の場合は基本的に 2 人）の法廷通訳人が英語および日本語に通訳することになる。つまり、英語話者の被告人および証人の発言は日本語に、日本人法廷参加者（検察官、弁護人、裁判官、裁判員）の日本語発言は英語にと、通訳人は同じでありながら、立場の全く異なる話者が発話する談話毎に双方向に通訳しなければならない。

3. 証人尋問の通訳に関する先行研究

多言語・多文化の欧米では、通訳研究が進んでいる。その中で、自らが法廷通訳経験者であり研究者でもある Hale (2004)が行ったのは、法廷参与者側の戦略分析である。

Hale は、法廷では法廷参与者が権威者・権力者であり発言をコントロールし、談話の方向性を決定する立場、一方の証人は非権力者側であり「尋ねられたことに対して」答えるのみで、自分の意見や意思を自由に陳述出来るわけではないとしている(32)。また、主尋問は各々の立場にとって有利なように談話を展開すべく、敵対しないような形で証人に自由に発言させる傾向に、反対尋問は証人や証拠における不一致の点や課題、弱点を浮き彫りにするものであるとしている(33)。

このように、法廷参与者は証人尋問においてそれぞれ戦略がある。それが意味することは、尋問を通訳する際には言葉そのものの訳出だけでなく、言葉に付随した戦略・権力も訳出しなければならないということである。

加えて言語と権力の関係については Fairclough (1989/2001) が、権力側（決定権を持つ側）が支配的文化グループ、非権力側（何かを決定される側）が被支配文化グループに属する場面などをゲートキーピング、もしくはゲートキーパー的出会いとして触れている(40)。この理論によると、法廷では、ゲートキーパーである法廷通訳人を通して、権力者であり支配的文化グループに属するのが法廷参与者であり、非権力者側で非支配文化グループに属するのが外国人被告人であり、外国語話者の証人ということになる。

一方、Berg-Seligson (1990/2002) は、アメリカの法廷におけるスペイン語話者のための法廷通訳を例として、談話分析の先駆けとも言える研究・分析を行っている。Berg-Seligson は証人尋問の回答側に着目、特に通訳人による証言の訳出が丁寧で長めになれば、「パワレス・テストimoni・スタイル」として否定的に受け止められるが、丁寧さは証人への好印象を招き、結果として証人の発言の信頼性に繋がることもあるとしている(137, 166)。また模擬陪審員を用いた分析では、証人の発言を理解出来るかどうかは、

大いに法廷通訳人の訳出に拠るとしている。加えて、バイリンガルと言われる人達が陪審員になった場合、発話者の原発言が理解出来るにも関わらず、通訳人の丁寧な訳出における変更が判断に大きな影響を与える結果が見受けられたと報告している(169)。

つまり、証人は参与者があらかじめ設定した戦略に沿った形でのみ質問され、証人の発言は、通訳人の訳出によって大きく心証が変化することが示されている。

これら Hale、Fairclough、Berg-Seligson、Goffman の論を踏まえた上で、本論では外国語話者が証人になった場合の証人尋問について通訳上の課題と対応策を論じる。

4. 外国語話者証人尋問の現状

日本の法廷における証人尋問通訳を論じる際には、以下の3点を包括しなければならない。第1に、証人尋問は2つの種類、つまり検察が用意した検察側証人と、弁護人が用意した弁護側情状証人であるということである。それぞれの証人に対し、検察官、弁護人（必要であれば裁判官）が尋問を行う。第2に、平成21年5月21日から裁判員制度が導入され裁判員裁判が始まっており、通訳人がどのように訳出するかで裁判員の心証に大きな影響を与えると想定されることである。第3は、英語証人といっても、必ずしも英語が母語ではない証人、つまりアフリカ諸国出身者、アジア諸国出身者というケースもあり、証人の不自然・不完全な回答を訳出時に踏襲すべきではない例も考えられることである。

現在、日本の法廷では逐語的訳出が良しとされ、法曹会から出されているハンドブックにも同様の記述がある。だが、ハンドブックは裁判官の定型発言を主としているのに対し、現実には公判の大半を占めるのはシナリオのない談話であり、法曹会のハンドブックはこの談話通訳に関して何も述べておらず、基準もガイドラインもない。

現在の日本では、実際の審理は全て日本語が基本であり、訳出された日本語が与える影響を考えれば、通訳人は発話者の戦略に沿い、文化なども含んだ発話者の言語外情報も的確に訳出する必要がある。

また、日本語の質問に対する答えは英語で返って

くるため、それが日本語に訳出される。質疑応答ではあるものの、質問と答えのやり取りに間があくことになる。これは通常の会話とは異なるので、通訳人は脈絡を失わないように注意することが求められる。加えて、被告人が英語話者の場合、英語証人の回答は英語そのまま理解可能だが、その回答を導いている日本語の質問を英語に訳出しなければならない。以下、こうした状況を、検察側証人、情状証人と法廷参与者（質問者）の間に交わされる質疑に沿って検証する。

5. 日本における英語証人尋問の談話分析と検証

5.1 検察側証人尋問

検察側証人尋問は、起訴状朗読、罪状認否、冒頭陳述、弁護人陳述の後に行われる。検察側証人は、被告人に対する公訴事実を立証するために出廷を求められているので、検察官は被告人に不利な事実、証拠、証言を引き出すための質問をする。それに対し、反対尋問に立つ弁護人は、被告人に不利な状況を緩和するため、検察側証人の曖昧な記憶や回答を排除し、確実な事実だけを確認したり、証人自身の不利な情報を引き出す戦略を取る。また検察側証人は、共犯者もしくは証拠に関わっている場合など、自らに関わる部分で証言したくない、被告人本人を目の前にして言いづらいことを抱えている場合も多い。よって躊躇いや被告人に対して脅迫まがいの発言、また背景となる文化・社会特有の問題を抱えた談話になることがある。

Hale (2004) が主張しているように、尋問通訳の際には発言者の戦略、当事者間の力関係、躊躇いなども訳出しなければならない。また、Berg-Seligson (1990/2002) が述べているように、通訳人の訳出が法廷参与者の心証に影響を与えるので、談話に含まれる、これらの要素も可能な訳出しなければならない。

ここで使用するデータは、証人の母語通訳人が日本では手配不可能で第2言語の英語で通訳人が手配されたケースであるため、証人の英語は英語母語話者の英語に比べ、不自然であったり、正確でない表現もあることをことわっておく。事案は電磁的記録不正作出および供用容疑で、検察側証人および彼の

兄は、被告人の共犯者であり、同様の罪状で起訴・判決を受けている事案である。尋問例は、筆者が実際に法廷通訳人を務めた公判での談話を元にしたものであるが、個人情報伏せ守秘義務を遵守していることは言うまでもない。

5.1.1 検察官の主尋問戦略と談話

① 検察官は、「それでどうしましたか。」など、証人に次々と時系列的に質問をし、証人に多くを語らせて犯行様態を引き出そうとする。それにより、語りとなる回答を期待した非常にシンプルな疑問文で畳み掛けるように質問している。同じ言語での談話であれば、スムーズな問いと答えのやり取りのリズムになるが、通訳人の訳出が入ることでそのリズムが多少とも失われがちになることは否めない。しかし、極力同じリズムを失わないように努めるべきであろう。

② また、事前に起訴状などで入手した情報と脈絡を合わせ、証言者の回答を検察官の想定どおりに持っていこうとする。この場合は、起訴状に敢えてカタカナ表記をそのまま利用し、犯罪性を確認しようとしていたが、それを法廷でも実践している。

(例1)

検察官：彼は電話で貴方に何と言いましたか。

通訳人：What did he say to you on the phone?

証人：“Let’s go to XX. Check it out.”

通訳人：「一緒に XX へ行こう、チェック イットアウト。つまりやってみないか。」と言いました。

検察官：「チェック イット アウト」とはどういう意味ですか。

通訳人：What does the phrase “Check it out” mean?

証人：It is that we buy goods with credit cards.

通訳人：カードで買い物をするという意味です。

検察官：それでどうしましたか。

通訳人：What did you do, then?

証人：He picked me up.

通訳人：彼が迎えに来てくれました。

検察官：それでどうしましたか。

通訳人：And, what did you do after that?

証人：I passed a fake card to him.

通訳人：偽造カードを彼に渡しました。

③ 法廷での談話は、被告人にとって有利であれ不

利であれ、全て証拠として採用される。この前提で、検察官は過去の事実を改めて法廷で確認し証拠採用しようとする。よって、日本語の確認の文章パターンを付加疑問文に単に置き換えるのではなく、確実に確認できる丁寧な訳出に徹するべきである。その結果として、日本語の原発言にない言葉が挿入される、語数が増える、時間が長くなることになるが、これは参与者全員が正確に理解するためには必要である。

(例 2)

検察官：その時、被告人はそれが偽造だと知っていたと思いますか。

通訳人：Do you think that the defendant knew it was a fake card at that time?

証人：Yes.

通訳人：はい。

検察官：それはどうしてですか。

通訳人：Why do you think so?

証人：Because we used a fake card for shopping.

通訳人：以前にも、偽造カードを使って買い物をしたことがあるからです。

検察官：貴方は最初、偽造カードを使ったことを否認していましたね。

通訳人：At first, you denied that you used a fake credit card. Is it right?

証人：Yes.

通訳人：はい。

検察官：貴方はカードを作ったことはありますか。

通訳人：Have you ever made any card?

証人：No.

通訳人：いえ、ありません。

検察官：被告人はどうですか。

通訳人：How about the defendant? Do you think he made fake credit cards or not?

証人：I think he can make, because there are machines in his apartment.

通訳人：彼のアパートには機械があるから、作れると思います。

5.1.2 弁護人の反対尋問戦略と談話

前述のように、これは検察証人および彼の兄は、被告人の共犯者であり、同様の罪状で起訴・判決を

受けている事案である。従って、被告人と証人（および証人の兄）がどのように知り合ったかという経緯も含めて、被告人との共犯関係を追及している。

① 弁護人は検察側証人にとって不利な状況を聞き出し、信用出来ない証人だと印象づけようとする。証人の答えを投げ返す形でさらに追求することがあるので、弁護人質問の意図を汲み、日本語では省略された語句を補うなどして訳出をすべきである。

(例 3)

弁護人：日本に初めてきたのはいつですか。

通訳人：When did you first come to Japan?

証人：3 years ago.

通訳人：3年前にやってきました。

弁護人：どうして来たのですか。

通訳人：Why did you come to Japan?

証人：My brother AA asked me to bring his passport.

通訳人：兄の AA にパスポートを持ってきて欲しいと頼まれたからです。

弁護人：では、誰のパスポートで来たのですか。

通訳人：Whose passport did you use to enter Japan?

証人：My brother's passport.

通訳人：兄のパスポートで日本に来ました。

弁護人：それはどうしてですか。

通訳人：Why did you use your brother's passport?

証人：He didn't use his passport when he came to Japan. But he decided to get married in Japan. So, I used his passport to enter Japan, because he asked me to take.

通訳人：兄が自分のパスポートを使わずに日本に来たのですが、日本で結婚することになったからです。それで、兄のパスポートを持ってきて欲しいと頼まれたので、私が兄のパスポートで入国しました。

② 弁護人は、連続して証人に不利な過去の事実を確認する質問をすることがある。これも単に付加疑問文置き換えるのではなく、肯定文を用い確認するような質問の訳出とする。

(例 4)

弁護人：結婚するには、パスポートが必要だったのではありませんか。

通訳人：You needed your own passport to get married.

Right?

証人：Yes.

通訳人：はい、必要でした。

弁護人：でも、あなたは自分のパスポートを持っていませんでしたよね。

通訳人：But you actually didn't have your own passport, did you?

証人：No, I didn't.

通訳人：はい、持っていませんでした。

③ 連続した談話情報を受けて、質問の意味が曖昧になることがある。何を聞きたいのか把握したうえで、質問を明確化する必要がある。

(例 5)

弁護人：でも、あなたは自分のパスポートを持っていませんでしたよね。

通訳人：But you actually didn't have your own passport, did you?

証人：No, I didn't.

通訳人：はい、持っていませんでした。

弁護人：では、結婚する時はどうだったのですか。

通訳人：So, how did you get married without your passport?

証人：I asked my brother to bring my own passport.

通訳人：弟にパスポートを持ってきてくれるように頼みました。

弁護人：それで、弟は。

通訳人：And, did your brother bring your passport?

証人：No, he didn't.

通訳人：いえ、持ってきてくれませんでした。

弁護人：それで、どうしたのですか。

通訳人：Then, what did you do?

証人：There was no way. I got married under my brother's name.

通訳人：仕方ないので、弟の名前で結婚しました。

5.1.3 証人の回答談話

① 被告人を目の前にして明言するのに躊躇い、もしくは自分のことであれば認め難い質問に対し、戸惑いが談話に現れた場合はそれも訳出する必要がある。

(例 6)

検察官：貴方と BB とはどのような関係ですか。

通訳人：Could you explain the relationship between you and BB?

証人：I know him.

通訳人：彼を知っています。

検察官：友人ですか。

通訳人：Is he your friend?

証人：Un...not actually. I know him, but we are not so close.

通訳人：う〜ん、実際には違います。彼を知っていますが、それほど近い間柄ではありません。

弁護人：その頃、あなたは何か仕事をしていましたか。

通訳人：Were you working at that time?

証人：No, I didn't.

通訳人：いいえ、仕事はしていませんでした。

弁護人：それでは、暇だったというわけですね。

通訳人：So, it means that you were free at that time. Right?

証人：Yah...yes.

通訳人：まあ、そうです。

② 証人は英語非母語話者であり、質問に対する回答もフルセンテンスではなかったり、語彙使用が不自然だったりする場合がある。よって、回答をそのまま訳出するのではなく、必要な場合は言葉を補う。

(例 7)

検察官：この書類は見たことがありますか。

通訳人：Have you ever seen this document?

証人：Yes.

通訳人：はい、あります。

検察官：この住所と名前は誰が書いたのですか。

通訳人：Who wrote this address and name?

証人：Yes, me writing.

通訳人：ああ、私が書きました。

③ 証人が共犯者の場合、被告人を目の前にして証人の発言が被告人に圧迫を与える場合もある。脅迫のような発言であっても、通訳人が緩衝することなく法廷の場では正確に訳出する必要がある。ここでは、帰国することになる被告人や母国の家族に対し、証人（もしくはその兄）が危害を加える可能性を示唆している。

(例 8)

検察官：本当にそれだけの理由ですか。

通訳人：Is that the only reason why you told the truth?

証人：Yes, and I think BB knows who my brother is in XXX.

通訳人：はい、そうです。それに BB は僕の兄が XXX（母国）では誰なのか、どういう存在なのかわかっていると思いますから。

5.2 弁護側情状証人尋問

情状証人尋問は、通常は被告人質問後に行われる。情状証人は、弁護人側が依頼した親族や友人など被告人に近い人が大半である。まずは、被告人に有利な情状を導き出し少しでも有利な判決を導きたい弁護人から質問が始まり、その後、検察官側は反対尋問で少しでも心証を不利にすべく、被告人にとって不利な情報や環境を引き出そうとする戦略を取るため、証人に対し厳しい質問を投げかけてくることとなる。

本節では、情状証人尋問における法廷参加者の戦略と談話分析を行う。ここで使用するデータは証人の母語が英語である。事案は、覚せい剤取締・関税法違反事件で、証人は被告人の親族である。検察側証人同様、談話例は実際の公判を元に行っているが、守秘義務を遵守したうえでのものである。

5.2.1 弁護人の主尋問戦略談話

① 弁護人は、被告人の親族らがいかにショックを受けたかを訴えるため、1 つずつ細かく質問し証人尋問をコントロールし、更に情状を誘い出す回答を引き出す方向へ持っていく戦略を取ることがある。前述の Berg-Seligson によるアメリカ模擬法廷分析にあるように、冗長になれば証人発言のインパクトを失いかねないが、同時に信頼感が高まるという結果が出ている。従って情状証人の場合は弁護人の質問の意図を汲み、質問の訳出も丁寧であることが望ましい。

(例 9)

弁護人：被告が覚せい剤を使ったことがあることは、知っていましたか。

通訳人：Have you known that the defendant had used stimulant drugs?

証人：No, I haven't.

通訳人：いいえ、知りませんでした。

弁護人：では、覚せい剤事件で逮捕されたと聞いて、どう思いましたか。

通訳人：Then, what did you feel when you heard that the defendant was arrested because he tried to smuggle stimulant drugs into Japan?

証人：I was really shocked.

通訳人：本当にショックでした。

弁護人：被告人が日本に来ることは知っていましたか。

通訳人：Did you know that the defendant came to Japan?

証人：No, I didn't.

通訳人：いいえ、知りませんでした。

② 情状を得るため、弁護人は情状証人に 1 つずつ丁寧にまた明確に質問している。既知の情報を確認するための質問は明確な訳出にすべきである。それと同時に、証人の言葉で語らせるための質問は、証人が答えやすい疑問文にするなど、連続した談話でもその発話に応じた変化が必要である。

(例 10)

弁護人：ボランティア活動などしていましたね。

通訳人：I understand he did volunteer activities.

証人：Yes. He was very enthusiastic.

通訳人：はい。とても熱心でした。

弁護人：表彰されたこともありましたね。

通訳人：I also understand he was awarded.

証人：Yes.

通訳人：はい。

弁護人：今後、被告人が釈放され帰国した場合、証人は被告人に対してどうしようと思いますか。

通訳人：When the defendant is released and returns to the country, what would you like to do for the defendant?

証人：As his mother, I will supervise him so that he will not cause this kind of incident again.

通訳人：母親として、今後 2 度とこのようなことをしないよう、しっかり監督していくつもりです。

弁護人：生活資金についてはどうですか。

通訳人：What do you think about money for his living?

証人：I will financially support him until he will find a

job and be independent.

通訳人：仕事を見つけ自立できるまで、金銭的に援助するつもりです。

5.2.2 検察官の反対尋問戦略と談話

検察官は、情状証人から被告人にとって不利な状況を聞き出すため、ネガティブな質問や誘導とも思えるような質問を繰り返す。これにより、証人に対し心理的圧迫感を生み出そうとしているので、その戦略に沿った否定疑問文による質問や強調確認のための肯定文となる。

(例 11)

検察官：はい、それではお尋ねします。証人は被告人とは一緒に暮らしていないのですか。

通訳人：Aren't you living with the defendant together?

証人：No, I'm not.

通訳人：はい、暮らしておりません。

検察官：それでは、被告人が覚せい剤に関わっていたことは全く知らなかったのですか。

通訳人：Then, you didn't know that the defendant was involved in stimulant drugs, did you?

証人：No, I didn't.

通訳人：はい、知りませんでした。

検察官：被告人はお金のために密輸をしたと言っていますが、それ以外の理由に心当たりはありませんか。

通訳人：The defendant says that he smuggled stimulant drugs for money. Don't you have any other idea why the defendant smuggled drugs?

証人：No, I don't.

通訳人：はい、ありません。

検察官：今まで、覚せい剤を吸って暴れたというようなことはありませんでしたか。

通訳人：You don't remember that the defendant became violent after using stimulant drugs, do you?

証人：No, he never did.

通訳人：いいえ、1度もありませんでした。

検察官：被告人はトラックを買うお金が必要だったということで覚せい剤を密輸したと言っていますが、XYZでの生活はそんなに困難ですか。

通訳人：The defendant says that he smuggled

stimulant drugs to buy a truck. Is it really that difficult to live in XYZ?

証人：Yes. The politics is in chaos, and it is still difficult to find a job now.

通訳人：はい。政治的に混乱が続いていましたし、今でも仕事を探すのはとても大変です。

5.2.3 証人の回答談話

証人が回答する場合、すぐに答える場合もあるが躊躇いやワードフィラーが入ることがある。これは特に、情状証人に見られる傾向である。検察側証人と違い、情状証人は親族や近い友人らが出廷することが多いため、ただでさえ緊張感から言葉に詰まったり言い淀んだりする傾向がある。更に回答するうえで、被告人に不利になると思ふことの発言は避けたいという気持ちからか、言葉がすぐに出てこなかったり、考えてから発言する傾向がある。こういった躊躇いや言い淀みなどは単語そのものに意味はないが、訳出する上では重要である。Hale (2004)は、原発言の躊躇いやワードフィラーは証人の信用性評価において非常に重要であり、証人に対する信頼構築、心証・発言の真偽の判断にもつながるとしている(105)。

① 情状証人は、被告人側に立つ人間であるから、出来るだけ被告人に有利な発言をしようとする。そのため、被告人に不利な話になったり、発言に迷いが出た時には、躊躇いがワードフィラーになって表出したり、断定的な発言を避けるため曖昧さを残す助動詞を使用したりする。これらについても訳出に反映させる必要がある。

(例 12)

弁護人：それだけですか。

通訳人：Is it the only reason?

証人：Um...I always said to him that he should be independent; so he might not be able to depend on me.

通訳人：あとは・・・いつも自立できるように、と言っていたので、私のことを頼れなかったのかもしれません。

弁護人：高校時代から覚せい剤を使っていたようですが、そのことは知っていましたか。

通訳人：It seems that he used stimulant drugs since he was a high school student. Did you know that?

証人：No, I didn't.

通訳人：いいえ、知りませんでした。

弁護人：気づきませんでしたか。

通訳人：Didn't you notice it?

証人：No, unfortunately...

通訳人：はい、残念ながら・・・。

② 証人は質問に対し丁寧に答えることで、情状を勝ち取ろうとする。日本語への訳出では省略可能な部分があっても、法廷では全発話を正確に通訳する必要がある。

(例 13)

検察官：それでは、被告人が覚せい剤に関わっていたことは全く知らなかったのですか。

通訳人：You mean you didn't know at all that the defendant was involved in stimulant drugs?

証人：Right. I didn't notice.

通訳人：はい、気づきませんでした。

検察官：被告人はお金のために密輸をしたと言っていますが、それ以外の理由に心当たりはありませんか。

通訳人：The defendant says that he smuggled stimulant drugs for money. Don't you have any other idea why the defendant did it?

証人：No, I don't at all.

通訳人：はい、全くありません。

6. 結論

本論では、英語話者検察側証人・情状証人尋問を取り上げ、更に英語非母語話者・英語母語話者それぞれのデータを用いて、検察官・弁護人の質問パターン、および証人の回答パターンの分析と具体的な通訳の提案を行った。

検察側証人に対して検察官は、①畳み掛けるような連続時系列的質問で犯行様態を引き出す、②事前情報とすり合わせ、証言者の回答を検察官の想定どおりに持っていこうとする、③被告人に不利な状況を証人に語らせるなどの戦略を取っていた。逆に弁護人は、①証人にとって不利な状況を追求するために質問を畳み掛ける、②証人に不利な過去の事実を改めて確認する質問を連続する、③連続した談話で曖昧な意味の質問をすることがわかった。さらに証

人の談話においては、①被告人を目の前にしての躊躇い・戸惑い、②英語非母語話者の不完全・不自然な談話、③脅迫意識が表出することが明らかになった。

一方、情状証人に対して弁護人は、①1つずつ細かく質問し証人尋問をコントロールし、情状を誘い出す回答を引き出す方向へ持っていく、②既知の情報と証人の談話を必要とする場面で質問形態を変化させる戦略を取ることが明らかになった。検察官は、被告人にとって不利な状況を聞き出し、ネガティブな質問を繰り返すことが浮かび上がった。更に情状証人は、①被告人に不利な話や迷いが出た時は、ワードフィラーや曖昧な発言になる、②質問に対し丁寧に答えることで情状を勝ち取ろうとすることが談話に表れた。

これに対し、通訳人は①質問者の意図・戦略を正確に伝える通訳のため、単純疑問文に留まらず、肯定文の確認型や疑問詞を運用するなど文型を検討しながら発話する、②日本語発言の曖昧さを英語でわかりやすく説明する、③英語証人の言葉はそのまま証拠になるので、省略することなく一語一句正確に訳出をする、④証人の心情を正確に伝えるため、躊躇いや談話の途切れ、丁寧な回答の表出も正確に訳出することに努めた。

法廷ではあくまで日本語が主体であり、権力者側は日本語話者となる。逆に日本語を解さないのは被告人および外国語話者証人、特に情状証人であり、非権力側となる。つまり、法廷通訳人というゲートキーパーを通じて、法廷の権力構造が顕現する。

証人尋問の場合、通訳人にとって法廷でのクライアントは、検察官、弁護人、英語検察側証人、英語情状証人、裁判員の5者（場合によっては裁判官も加わり6者）であり全く立場が異なっている。従って、異なる立場のクライアントの意図を通訳することを鑑みれば、商談通訳や政治会談で見られるように、法廷でもクライアントの数だけ通訳人が必要だろう。

しかし、日本の現状では、裁判員制度の場合は集中審理のため通訳人は基本的に2人になるが、裁判員裁判に当たらない法廷に配置される通訳人は1人である。発話者が変わる毎に通訳人はそのフットイ

ングを変え、発話者の意図や戦略を受けた上で、日本語から英語、もしくは英語から日本語に訳出するという双方向の通訳を1人で全て担わなければならない。英語から日本語へ、また、その逆へという言語変化のみならず、言語外の意味や文化差も発話の度に加味し、反映させなければならない。

Berg-Seligson は、外国語話者証人尋問通訳では、非権力側である外国語話者に寄り添う形が良い通訳とする。日本語が権威主体である日本の法廷では、唯一他言語を理解する法廷通訳人は、ともすれば被告人・証人の味方のようにも考えられかねない。また反対に、通訳人は裁判官の前（書記官の横）に座し、被告人・証人と対面する位置になるという物理的条件から、通訳人が日本人（日本語話者）であれば、被告人・証人に対して、通訳人も法廷参加者の側に立っていると理解されなくもない。

法廷通訳人は裁判所から指名を受け、通訳の任を請け負っているものであり、司法の観点から見れば、各々の話者の談話全てを英日・日英の双方向に正確にそして中立の立場で訳出し、どの側にも立つものではない。法廷通訳人の訳出が本当に信を得るものとなるには、Berg-Seligson の論じるように非権力側に寄り添うべきなのか、日本の法廷のように、それぞれの話者の立場に立って、それぞれの戦略や言語外の意図を反映するというマルチ・ロールを引き受けていくべきなのか、さらなる議論が求められている。

引用文献

- Berg-Seligson, Susan. (1992/2000). *The Bilingual Courtroom*. Chicago: University of Chicago Press.
- Fairclough, Norman. (1989/2001). *Language and Power* (2nd edition). Harlow: Longman.
- Hale, Sandra Beatriz. (2004). *The Discourse of Court Interpreting*. Amsterdam: John Benjamins.

参考文献

- 大木・金・児玉・関(2003).『外国人刑事弁護マニュアル』現代人文社.
- 手塚和彰(2005).『外国人と法（第3版）』有斐閣.
- 鳥飼玖美子「通訳における異文化コミュニケーション

学」井出・平賀編(2005).『異文化とコミュニケーション』ひつじ書房.

- 法曹会(財)(1990)『法廷通訳ハンドブック補訂版英語』.
- 法曹会(財)(1997)『法廷通訳ハンドブック実践編英語』.
- 渡辺、長尾、水野(2004).『法廷通訳 Q&A で学ぶ通訳現場』松柏社.

Gibbons, John. (2003) *Forensic Linguistics*. Malden: Blackwell Publishing.

Goffman, Erving. (1981). *Forms of Talk*. Philadelphia: University of Pennsylvania Press.

Reddy, M. (1979) “The Conduit Metaphor: A Case of Frame Conflict in Our Language about Language.” In A. Ortony (Ed.), *Metaphor and Thought*. Cambridge: Cambridge UP.

Wadensjö, Cecilia. (1998). *Interpreting as Interaction*. London: Longman.

(Received: May 31, 2010)

(Issued in internet Edition: July 1, 2010)